

# 長野県文化財防災マニュアル

2021

長野県教育委員会文化財・生涯学習課

# 「長野県文化財防災マニュアル」

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 総則                                      | 1  |
| 第1節 目的                                      | 1  |
| 第2節 対象                                      | 1  |
| 第3節 目標                                      | 1  |
| 第2章 一般災害の対策                                 | 2  |
| 第1節 平常時の対策                                  | 2  |
| 第2節 被災時の対応                                  | 4  |
| 1 災害発生時                                     |    |
| (1) 人命の安全確保                                 |    |
| 2 災害発生後                                     |    |
| (1) 文化財の被災状況の把握                             |    |
| 3 復旧時                                       |    |
| (1) 復旧計画の策定                                 |    |
| (2) 復旧事業に対する支援                              |    |
| (3) 復旧事業の実施                                 |    |
| 第3章 東海地震等の大規模地震に対する対応                       | 6  |
| 第1節 平常時の対策                                  | 6  |
| 1 耐震対策                                      |    |
| (1) 文化財等の耐震対策の実施                            |    |
| (2) 安全な公開方法、避難方法の設定                         |    |
| (3) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制<br>の事前整備 |    |
| (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制<br>の整備    |    |
| (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備                 |    |
| (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備                  |    |
| 第2節 被災時の対応                                  | 12 |
| 1 東海地震注意情報発表時                               |    |
| (1) 安全の確保                                   |    |
| (2) 文化財の避難                                  |    |
| 2 東海地震警戒宣言発令時                               |    |
| (1) 安全の確保                                   |    |
| (2) 文化財の避難                                  |    |
| 3 発生段階                                      |    |

- (1) 安全確保と避難
- (2) 人命救助
- (3) 二次災害の防止
- 4 第1段階（発生から1週間程度）
  - (1) 安全確保と文化財の被害状況の把握
  - (2) 文化財の二次災害の防止
- 5 第2段階（発生から2週間程度）
  - (1) 被害状況の報告
  - (2) 文化財救援事業の申請
- 6 第3段階（発生から1ヶ月程度）
  - (1) 損壊文化財の部材保全
- 7 第4段階（復興段階）
  - (1) 被災文化財の修復計画の策定
  - (2) 修復事業の実施

- 別紙1 災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート
- 別紙2 文化財被害状況調査票(建造物以外の有形文化財等)
- 別紙3 文化財被害状況調査票(建造物)
- 別紙4 災害時における埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて

# 第1章 総則

## 第1節 目的

このマニュアルは、長野県内に所在する国・県指定文化財の防災に関する事項について、長野県地域防災計画に基づき、また文化庁防災業務計画等も踏まえて、その具体的な行動の指針を示すものである。これにより、災害から文化財を守り、可能な限りその被害を少ないものにするを目的とする。

なお、当該マニュアルは、文化庁防災業務計画や長野県地域防災計画が変更された場合、また、県・市町村や文化財所有者等との調整により内容を改める必要が生じた場合は、改訂を行うものとする。

## 第2節 対象

このマニュアルの対象は、国・県指定文化財の所有者又は管理者、及び文化財を保管展示する施設の管理者等とし、合わせて国・県・市町村の文化財担当部局の対応策も掲示する。

## 第3節 目標

このマニュアルは、次に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- 1 国・県指定文化財の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に万全を期すること。
- 2 国・県指定文化財の公開施設における入場者等の生命、身体の安全に万全を期すること。

## 第2章 一般災害の対策

軽度の地震、風水害、大火災、大爆発、大事故並びに火山活動等による災害に対する平常時及び災害発生時の対応と行動について、以下に示す。

### 第1節 平常時の対策

一般災害に対し、平常時には以下の対応を行う。

|            | 項 目                        | 文化財の所有者等  |
|------------|----------------------------|---|
| 1 文化財の防災知識 | (1) 文化財の防災知識の収集と防災対策の実施    | ア 国・県・市町村、文化財関係団体の主催する研修会等に積極的に参加し、また提供する手引き等により文化財の防災知識の習得を行う。<br>イ 国のハンドブック等を踏まえ、県や市町村の指導を受け、所有又は管理する文化財の防災対策を実施する。 |
| 2 防火訓練の実施  | (1) 「文化財防火デー」を中心とする文化財防火運動 | ア 毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心として行われる文化財防火運動の趣旨を理解する。<br>イ 国・県・市町村の助言を受けて、文化財防火実地訓練を実施する。                                     |

| 国(文化庁)  | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局   | 備 考                                     |
|---|--|--|---|
| <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法に関する指針をもとに、所有者等に対し指導する。</p> <p>・ 『文化財保護行政ハンドブック』美術工芸品編 平成 10 年 ぎょうせい<br/>「第 4 章 保存・管理 II 防災 3 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き」</p> <p>・ 文化財保存修復学会 監修<br/>『文化財防災ウィール』平成 16 年 文化庁</p> | <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法について、文化庁の指針をもとに、文化財の所有者等に対し、文化財等の防災に関する指導・助言を行う。</p> | <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法について、県教育委員会と連携し、文化財の所有者等に対し、文化財の防災に関する指導・助言を行う。</p> <p>イ 自らが所有者及び管理者である建造物・美術工芸品等についての防災対策を実施する。</p> | <p>ア 学術団体・文化財関係 N P O 法人等と情報交換を深める。</p> |
| <p>ア 毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」を中心として、文化財防火運動を推進し、その一環として文化財防火実地訓練を実施するよう文化財の所有者等に対し、指導及び助言する。</p>   | <p>ア 文化庁と連携し、毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」を中心として、文化財防火運動を推進し、その一環として県内の文化財所有者等に対し文化財防火実地訓練を実施するよう指導及び助言する。</p> | <p>ア 文化庁・県教育委員会と連携し、毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」を中心として、文化財防火運動を推進し、その一環として管内の文化財所有者等に対し文化財防火実地訓練を実施するよう指導及び助言する。</p>  |   |

## 第2節 被災時の対応

災害が発生した場合には、以下の対応を行う。

|         | 項 目             | 文化財の所有者等  |
|---------|-----------------|---|
| 1 災害発生時 | (1) 人命の安全確保     | <p>ア 災害の状況を把握し、人命を優先第一として行動する。</p> <p>イ 公開施設で観覧者等がいる場合には、安全な場所への子ども、老人、病人等の保護を優先するなど、災害時要援護者に配慮した避難誘導を行う。</p>                                   |
| 2 災害発生後 | (2) 文化財の被災状況の把握 | <p>ア 人命等の安全確保がなされた後、所有または管理する文化財の被害状況を把握する。</p> <p>イ 文化財の被災状況により、二次災害等を防ぐ応急対策を行う。</p> <p>ウ 県教育委員会が定める別紙2・3の「被害状況調査票」を作成し、市町村の文化財担当部局に報告を行う。</p> |
| 3 復旧時   | (1) 復旧計画の策定     | ア 文化庁、県教育委員会、市町村の指導を受けながら、被災文化財の復旧事業計画を立てる。   |
|         | (2) 復旧事業に対する支援  | ア 必要に応じて、国、県、市町村の補助事業の申請を行う。  |
|         | (3) 復旧事業の実施     | ア 被災文化財の復旧作業を行う。  |

| 国(文化庁)                          | 県教育委員会  | 市町村文化財担当部局   | 備 考                                   |
|---------------------------------|---|--|---------------------------------------|
| ア 災害情報の収集を行う。                   | ア 災害情報の収集を行う。   | ア 災害情報の収集を行う。<br><br>イ 自らが管理する公開施設で観覧者等がいる場合には、安全な場所への避難誘導を行う。                               | ア 学術団体・文化財関係NPO法人等から支援・情報等を求めることができる。 |
| ア 国指定文化財の被害状況の取りまとめ、報告を県に依頼する。  | ア 国及び県指定文化財の被害状況について、当該市町村に確認・報告を依頼する。<br><br>イ 当該市町村からの指定文化財の被害状況を取りまとめる。<br><br>ウ 文化庁に国指定文化財の被害状況を報告する。 | ア 管内の被災現地に赴き指定文化財の被害状況を確認、「被害状況調査票」を取りまとめる。<br><br>イ 「被害状況調査票」により県教育委員会に国及び県指定文化財の被害状況を報告する。 |                                       |
| ア 被災した国指定文化財の復旧にあたっては、技術的指導を行う。 | ア 被災した国・県指定文化財の復旧にあたっては、技術的指導を行う。   | ア 被災した指定文化財の復旧にあたっては、技術的指導を行う。   |                                       |
| ア 必要に応じて、補助事業として採択する等、財政的支援を行う。 | ア 必要に応じて、補助事業として採択する等、財政的支援を行う。   | ア 必要に応じて、補助事業として採択する等、財政的支援を行う。  |                                       |
| ア 文化財の復旧作業が適切に行われるよう指導・助言を行う。   | ア 文化財の復旧作業が適切に行われるよう指導・助言を行う。   | ア 文化財の復旧作業が適切に行われるよう指導・助言を行う。  |                                       |



### 第3章 東海地震等の大規模地震に対する対応

ここでは、その発生の切迫性が指摘されている地震を想定し、その対策を示すものである。

#### 第1節 平常時の対策

長野県地域防災計画地震対策編に、東海地震を中心とする大規模地震の発生を想定し、所有者等が講ずべき文化財等の耐震対策として、以下の項目（1）～（6）があげられている。これらの項目ごとに具体的な行動を示す。

|   | 項 目                      | 文化財の所有者等   |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 耐震対策<br>(1) 文化財等の耐震対策の実施 | <p>ア 所有もしくは管理する指定文化財である建造物について、耐震診断を実施し耐震化に努める。</p> <p>(ア) 長野県内指定文化財建造物所有者診断判定委員会の判定により、管理方法の改善、活用方法の見直しを行う。</p> <p>(イ) 必要に応じて、基礎診断、専門診断を実施し、建造物の健全性、耐震性能の向上を図るための修理計画を実施する。</p> <p>イ 所有もしくは管理する美術工芸品等（指定文化財を含む）の収蔵保管、公開展示にあたって、耐震対策を行う。</p> <p>(ア) 収蔵保管にあたっての災害対策<br/> a 収蔵・保管施設の防火対策及び耐震化<br/> b 収蔵・保管する文化財や収蔵・保管設備の転倒防止策</p> <p>(イ) 公開・展示にあたっての災害対策<br/> a 展示ケースの災害対策<br/> ・ ガラスの飛散防止、ケースの転倒防止<br/> b 展示物の転倒防止策<br/> ・ 免震装置の導入、テグス・重りや支持具の活用による転倒防止<br/> ・ 露出展示の場合、展示物の転倒や落下による観覧者への危険の防止</p> |

| 国(文化庁)  | 県教育委員会  | 市町村文化財担当部局  | 備 考                                 |
|---|---|---|-------------------------------------|
| <p>ア 指定文化財である建造物の耐震性能の向上に関する指針をもとに指定文化財である建造物の所有者又は管理団体に対して指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重要文化財（建造物）耐震診断指針」平成 13 年度</li> </ul> <p>イ 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法に関する指針を作成し、所有者等に対し指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『文化財保護行政ハンドブック』美術工芸品編 平成 10 年 ぎょうせい</li> <li>「第 4 章 保存・管理 II 防災 3 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き」</li> <li>・文化財保存修復学会 監修</li> <li>『文化財防災ウィール』平成 16 年 文化庁</li> </ul> | <p>ア 指定文化財である建造物の耐震性能の向上について、文化庁の指針を基に所有者又は管理団体に指導・助言を行う。</p> <p>イ 美術工芸品等（指定文化財を含む）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法について、文化庁の指針をもとに、所有者等に対し指導・助言を行う。</p> | <p>ア 県教育委員会と連携し、文化財の所有者等に対し、文化財等の防災に関する指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財等の防災知識の伝達</li> <li>・文化財等の耐震化の推進と情報の提供</li> </ul> <p>イ 美術工芸品等（指定文化財を含む）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災方策及び応急措置方法について、県教育委員会と連携し、文化財の所有者等に対し、文化財等の防災に関する指導・助言を行う。</p> <p>ウ 自らが所有者及び管理者である建造物・美術工芸品等についての耐震対策を実施する。</p> | <p>ア 学術団体・文化財関係 NPO 法人等と交流を深める。</p> |

|  | 項 目                                     | 文化財の所有者等  |
|--|---|---|
|  | (2) 安全な公開方法、避難方法の設定                     | <p>ア 所有または管理する文化財である建造物や公開施設について、観覧者の安全に配慮した公開方法を検討する。<br/>(展示物の転倒防止、展示ケース等の転倒防止など)</p> <p>イ 所有または管理する文化財である建造物や公開施設における、避難経路の設定、避難場所の確保、避難誘導の計画を立て、それらを周知するとともに、避難経路・避難場所等を明示する。</p> |
|  | (3) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 | <p>ア 注意情報、警戒宣言発令時及び地震発生時における行動計画を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の安全確保</li> <li>・文化財の防災対策の実施</li> </ul>  |

| 国(文化庁)   | 県教育委員会  | 市町村文化財担当部局  | 備 考 |
|--|---|---|-----|
| <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む。）の収蔵保管、公開展示にあたっての防災対策及び応急措置方法に関する指針をもとに、所有者等に対し指導するとともに、安全な公開方法を提示する。</p> <p>・『文化財保護行政ハンドブック』美術工芸品編 平成10年 ぎょうせい<br/>「第4章 保存・管理 II 防災 3 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き」</p> | <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む）の公開展示にあたって、安全な公開方法について、文化庁の指針をもとに、所有者等に対し指導・助言を行う。</p> <p>イ 文化財である建造物や文化財の公開施設での避難計画を作成するよう、所有者等に指導・助言を行う。</p> | <p>ア 美術工芸品等（指定文化財を含む）の公開展示にあたって、安全な公開方法について、文化庁の指針をもとに、県教育委員会とともに所有者等に対し指導・助言を行う。</p> <p>イ 文化財である建造物や文化財の公開施設での避難計画を作成するよう、県教育委員会とともに所有者等に指導・助言を行う。</p> |     |
| <p>ア 文化庁防災業務計画に基づき、注意情報発表時、警戒宣言発令時の対応を定めるとともに、連絡体制を整備する。</p>   | <p>ア 長野県地域防災計画に基づき、注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対応や要員の行動計画を定め、連絡体制を整備する。</p>  | <p>ア それぞれの市町村の地域防災計画に基づき、注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対応や要員の行動計画を定め、連絡体制を整備する。</p>  |     |

|  | 項 目                                  | 文化財の所有者等   |
|--|--------------------------------------|--|
|  | (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備 | <p>ア 県教育委員会や市町村教育委員会の調査に対して協力し、文化財等の現況情報を提供するとともに、その状況を把握する。</p> <p>イ 別紙1のフローチャートのシステムを理解し、「被害状況調査票」の様式を備えつけておく。</p> |
|  | (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備          |  |
|  | (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備          | <p>ア 所有または管理する文化財の火災報知器、放水設備、消火設備等の整備を行う。</p>  |

| 国(文化庁)  | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局   | 備 考 |
|---|--|--|-----|
|   | <p>ア 文化財の所在・管理情報等の基礎データを収集、充実させる。</p> <p>イ 災害発生時に、指定文化財である建造物や美術工芸品等の被害状況の把握を迅速にするため、「被害状況調査票」を関係機関に配布するとともに、報告するルートを周知する。</p> | <p>ア 県教育委員会と連携し、管内の文化財等の基礎データを収集し、充実させる。</p> <p>イ 別紙1のフローチャートのシステムを理解し、関係者に周知する。</p>   |     |
|   | <p>ア 学術団体、文化財関係NPO法人等との連携を図り、文化財防災のネットワークを構築する。</p> <p>イ 他都道府県との相互支援体制を構築する。</p>   | <p>ア 県とともに、学術団体、文化財関係NPO法人等との連携を図る。</p>  |     |
| <p>ア 火災報知器、放水施設、消火施設等の整備の促進について、文化財の所有者等に指導・助言を行うとともに、必要に応じて、その助成を行う。</p> | <p>ア 火災報知器、放水施設、消火施設等の整備の促進について、文化財の所有者等に指導・助言を行うとともに、必要に応じて、その助成を行う。</p>  | <p>ア 自らが所有者及び管理者である建造物や公開施設の、地震発生後の火災発生を防止するため、防災設備の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知器、放水施設、消火設備等の整備を促進する。</li> </ul> |     |

## 第2節 被災時の対応

東海地震を中心とした大規模地震が発生した場合に対応する行動について、以下に示す。

| 段 階               | 項 目        | 文化財の所有者等   |
|-------------------|------------|--|
| 1 東海地震注意<br>情報発表時 | (1) 安全の確保  | <p>ア 人命等の安全確保がなされた後、所有または管理する文化財の被害状況を把握する。</p> <p>イ 自らが管理する公開施設の観覧者等について、安全な場所への子ども、老人、病人等の保護を優先するなど、災害時要援護者に配慮した避難誘導を行う。</p> <p>ウ 自らの安全確保のため、避難場所の確認を行う。</p> |
|                   | (2) 文化財の避難 | <p>ア 文化財等の耐震対策の再点検を行う。</p> <p>イ 安全を確認後、最も優先度の高い文化財から安全な場所に避難を行う。</p>   |
| 2 東海地震警戒<br>宣言発令時 | (1) 安全の確保  | <p>ア 自らが管理する施設の公開展示等を中止し、観覧者等について、安全な場所への避難誘導を速やかに行う。</p> <p>イ 施設のカス・水道・電気等を遮断する。</p> <p>ウ 自ら、避難場所へ避難する。</p>   |
|                   | (2) 文化財の避難 | <p>ア できる範囲の中で、文化財を安全な場所に避難を行うとともに、耐震設備の確認を行う。</p>  |

| 国(文化庁)   | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局   | 備 考 |
|--|--|--|-----|
| <p>ア 気象庁等関係省庁との連絡を密にし、情報収集に努める。</p>                            | <p>ア 「長野県地震災害警戒本部等運営要領」に基づき、対策要員は参集場所に集合する。</p> <p>イ 危機管理部等関係部局との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図る他、テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。</p>                                       | <p>ア それぞれの市町村に定められた地震防災応急計画に基づき、行動する。</p> <p>イ 自らが管理する公開施設の来訪者等について、安全な場所への避難誘導を行う。</p>                            |     |
|  |  | <p>ア 管理する文化財等の耐震状況の再点検を行う。</p> <p>イ 必要に応じて、文化財を安全な場所に避難させる。</p>  |     |
| <p>ア 気象庁等関係省庁との連絡を密にし、情報収集に努める。</p> <p>イ 文化庁地震災害警戒本部を設置する。</p> | <p>ア 「長野県地震災害警戒本部等運営要領」に基づき、参集場所に集合する。</p> <p>イ 危機管理部等関係部局との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図る他、テレビ・ラジオ等からの情報を含め、広範な情報の把握に努める。</p> <p>ウ 長野県地震災害警戒本部を設置する。(教育委員会文化財係として行動)</p> | <p>ア それぞれの市町村に定められた地震防災応急計画に基づき、行動する。</p> <p>イ 自らが管理する公開施設の来訪者等について、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>ウ 市町村地震災害警戒本部を設置する。</p> |     |
|  |  | <p>ア できる範囲の中で、文化財を安全な場所に避難させる。</p>   |     |



| 段 階                   | 項 目                  | 文化財の所有者等   |
|-----------------------|----------------------|--|
| 3 発生段階                | (1) 安全確保と避難          | ア 周辺の安全確保を行い、安全な場所への避難を行う。   |
|                       | (2) 人命救助             | ア 所有者自身等の安全確保ができた段階で、周辺の被災者の救助を行う。   |
|                       | (3) 二次災害の防止          | ア 文化財である建造物や保管・公開施設である建物内には、安全が確認されるまで立ち入らない。<br>イ 安全を確保した上で、施設内の漏電、ガス漏れ等の確認し、電源の切断、ガスの元栓を締める。 |
| 4 第1段階<br>(発生から1週間程度) | (1) 安全確保と文化財の被害状況の把握 | ア 所有者自身等の安全を確保した上で、所有または管理する文化財の被害状況を確認する。   |
|                       | (2) 文化財の二次災害の防止      | ア 安全を確保した上で、文化財の二次被害を防ぐため、できる範囲の安全措置をとる。   |

| 国(文化庁)   | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局  | 備 考                                    |
|--|--|---|--|
| <p>ア 気象庁等関係省庁との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図る他、テレビ、ラジオ等からの情報を含め、広範囲な情報の把握に努める。</p> <p>イ 文化庁非常災害対策本部を設置する。</p> | <p>ア 参集した要員は、未参集要員の安否の確認を行う。</p> <p>イ 危機管理部等関係部局との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図る他、テレビ、ラジオ等からの情報を含め、広範囲な情報の把握に努める。</p> <p>ウ 迅速な文化財の被害状況調査を実施するための「初動体制」の構築を行う。</p> <p>エ 長野県災害対策本部を設置する。(教育部文化班として行動)</p> | <p>ア 関係職員の安全確保及び地域住民の人命救助を行う。</p> <p>イ それぞれの市町村の災害対策計画に則した行動を行う。</p> <p>ウ 市町村災害対策本部を設置する。</p> | <p>ア 埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、別紙4の1を参照する。</p> |
| <p>ア 引き続き、災害の情報の収集に努めるとともに、当該都道府県との連絡を確保する。</p> <p>イ 必要に応じて、被害状況を確認するため、担当調査官を派遣する。</p>              | <p>ア 対策本部周辺地域の文化財被害状況の確認をする。</p> <p>イ 市町村教育委員会や埋蔵文化財センターとの連絡を確保する。</p> <p>ウ 文化庁との連絡を確保する。</p> <p>エ 他都道府県等との連絡を確保する。</p>  | <p>ア 人命救助及び避難住民への対応を行う。</p>   |  |

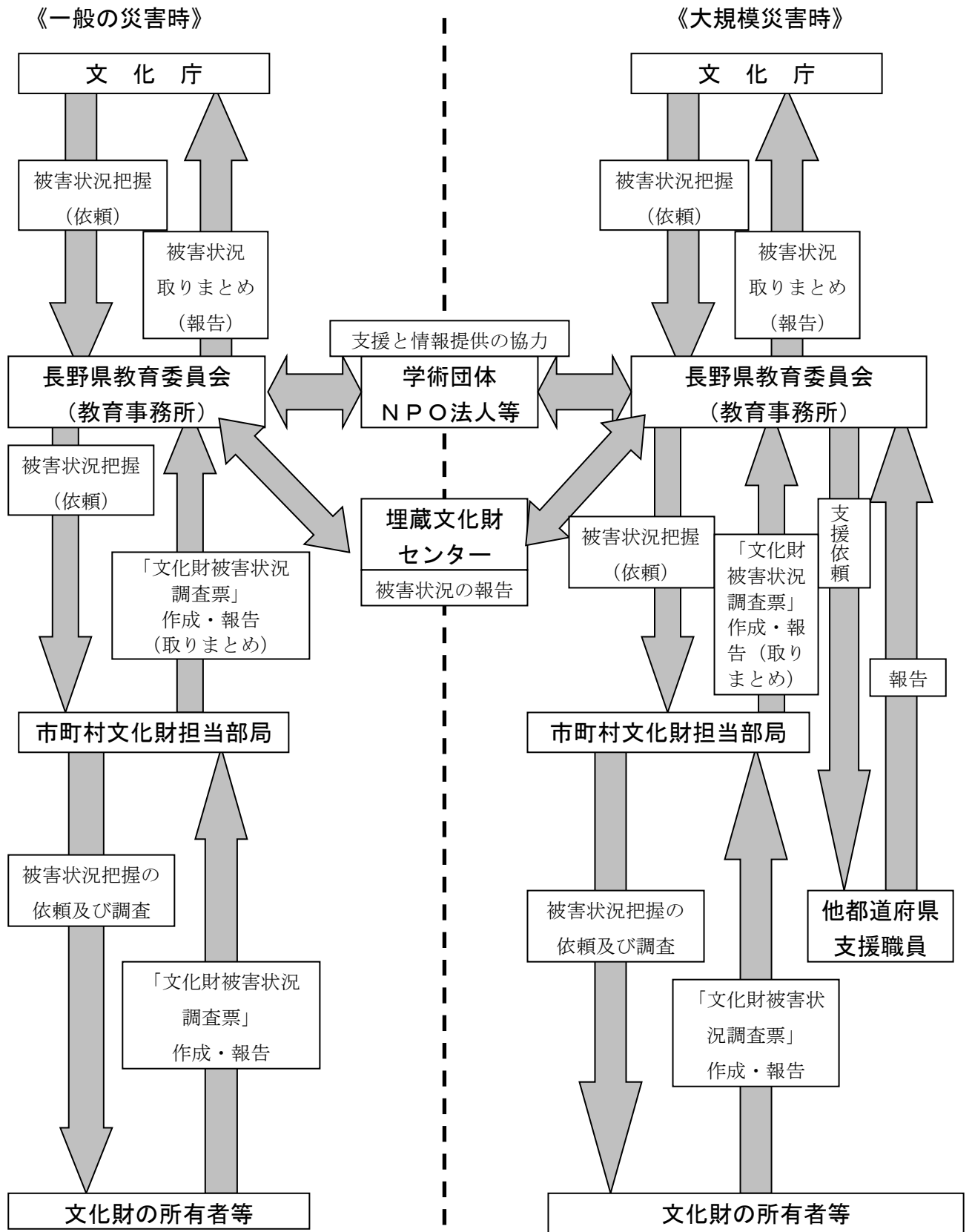
| 段 階                   | 項 目              | 文化財の所有者等  |
|-----------------------|------------------|---|
| 5 第2段階<br>(発生から2週間程度) | (1) 被害状況の報告      | ア 文化財の被害状況を「被害状況調査票」にまとめ、市町村教育委員会に報告する。                         |
|                       | (2) 文化財等の救援事業の申請 | ア 被災状況により、必要な場合は県教育委員会や市町村教育委員会を通して、文化財等の救援事業を申請する。             |
| 6 第3段階<br>(発生から1ヶ月程度) | (1) 損壊文化財等の部材保全  | ア 損壊した文化財（建造物・美術工芸品）等の部材が他の瓦礫と共に廃棄されないよう留意し、その部材確保について努めるようにする。 |

| 国(文化庁)   | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局   | 備 考  |
|--|--|--|--|
| <p>ア 当該都道府県教育委員会と連絡をし、文化財の被害状況の把握を行う。</p> <p>イ 文化財の所有者等もしくは当該都道府県要請による、文化財等の救援事業を実施するための準備を行う。</p> | <p>ア 市町村教育委員会や埋蔵文化財センターとの連絡を確保し、文化財の被害状況を把握する。また、必要に応じて、文化財・生涯学習課職員が現地へ赴き状況を確認する。</p> <p>イ 他都道府県や関係学術団体、文化財関係NPO等に支援要請を行い文化財の被害状況調査を行う。</p> <p>ウ 文化財の被害状況を把握するとともに、二次被害の恐れのある文化財についての確認を行い、必要に応じて、近隣都県の博物館等の保管施設への一時保管を要請する。</p> <p>エ 文化庁との連絡を密にし、文化財の被害状況について随時報告を行う。</p> <p>オ 文化財の所有者が希望する場合、「文化庁防災業務計画」に基づく文化財等の救援事業の申請準備を行う。</p> | <p>ア 被災住民の避難等への対応が落ち着いた時点で、本来業務へ復帰、県教育委員会等と連携し、文化財の被災状況把握を行う。</p> <p>イ 文化財の所有者等の報告を基に「被害状況調査票」を取りまとめる。</p> <p>ウ 「被害状況調査票」により、県教育委員会に国及び県指定文化財の被害状況を報告する。</p> | <p>ア 学術団体・文化財関係NPO法人等から支援・情報等をもとめることができる。</p> <p>イ 埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、別紙4の1を参照する。</p> |
| <p>ア 県等からの報告を受け、文化財の被災状況をまとめる。</p> <p>イ 所有者等の要請を受けて、文化財等救援委員会を設け、文化財の応急援助を行う。</p>                  | <p>ア 「文化庁防災業務計画」に基づく文化財等救援事業の申請を行う。</p> <p>イ 損壊した文化財（建造物・美術工芸品）等の部材が他の瓦礫とともに廃棄されないよう文化財等の部材確保についての通知を市町村に発送し、対応を依頼する。</p>  | <p>ア 県からの通知を受け、損壊した文化財（建造物・美術工芸品）等の部材が他の瓦礫とともに廃棄されないよう、文化財等の部材確保について周知を図る。</p>   |  |

| 段 階              | 項 目               | 文化財の所有者等  |
|------------------|-------------------|---|
| 7 第4段階<br>(復興段階) | (1) 被災文化財の修復計画の策定 | ア 災害を受けた指定文化財について、文化庁や県、市町村、文化財修復関係の専門家等の指導を受け、その修復計画を策定する。 |
|                  | (2) 修復事業の実施       | イ 被災文化財の修復作業を実施する。  |

| 国(文化庁)  | 県教育委員会   | 市町村文化財担当部局   | 備 考  |
|---|--|--|--|
| <p>ア 被災した指定文化財の修復について、技術的な指導を行うとともに、必要があると認めるときには、補助事業により所要の補助を行う。</p> <p>イ 指定文化財である建造物の復旧にあたっては、特に公開を行っている事例について、人命の安全を図るべく、当該建造物の強度を向上させる内容で、工事を実施することとする。</p> <p>ウ 美術工芸品等（指定文化財を含む）の破損については、精密な調査を行うと共に、個々の文化財の材質、形状等に即した本格的な修復を実施し、保存対策を講ずるものとする。</p> | <p>ア 被災した指定文化財の修復については、文化庁や文化財修復関係の専門者等と連携をとりながら、その修復計画策定について所有者等に指導を行う。</p> <p>イ 文化庁と連絡をとり、復興関係の工事に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて、市町村及び関係者に通知する。</p> <p>ウ 被災状況と遺跡の所在状況を検討し、復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査の調査量を算定する。</p> <p>エ 復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査に対する調査体制を準備する。必要に応じ、文化庁や他都道府県と連絡をとり、埋蔵文化財発掘調査に係る支援を要請する。</p> | <p>ア 被災した指定文化財の修復については、文化庁や県、文化財修復関係の専門者等と連携をとりながら、その修復計画策定について所有者等に指導を行う。</p> <p>イ 県と連携しながら、復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査にあたる。</p> | <p>ア 学術団体・文化財関係NPO法人等から支援・情報等をもとめることができる。</p> <p>イ 埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、別紙4の2を参照する。</p> |

災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート



連絡先

文化庁

電話 03-5253-4111 (文部科学省 代表)

長野県教育委員会文化財・生涯学習課

電話 026-235-7441

|                  |   |
|------------------|---|
| 文化財の名称           |   |
| 指定区分             | 国宝 <input checked="" type="radio"/> 重文 <input type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> 国登録 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> 未指定 |
| 所在地              | 住所  |
| 所有者              | 氏名<br>住所<br>電話  |
| 被災日時             | 令和 年 月 日 時  |
| 被災の程度            | 滅失 <input type="radio"/> 重度 <input type="radio"/> 中程度 <input checked="" type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/>   |
| 被災内容             | <input checked="" type="radio"/> 濡れた <input type="radio"/> 燃えた <input type="radio"/> 破損した <input type="radio"/> 汚れた <input type="radio"/> その他<br>内容                   |
| 応急措置             | (例：〇〇へ移動し、保管しているなど)   |
| 文化財レスキュー<br>の必要性 | <input checked="" type="radio"/> 要 (内容 )<br><input type="radio"/> 不要  |
| その他連絡事項          |   |



|         |   |
|---------|---|
| 文化財の名称  |   |
| 指定区分    | 国宝 <input checked="" type="radio"/> 重文 <input type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> 国登録 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> 未指定 |
| 所 在     | 住所  |
| 所有者     | 氏名<br>住所<br>電話  |
| 被災日時    | 令和 年 月 日 時  |
| 被災の程度   | 大 破 （棟が落ちている）<br><input checked="" type="radio"/> 中 破 （棟は落ちていないが、大きく傾いている）<br>小 破 （壁などに亀裂が入っている程度）  |
| 被災内容    |   |
| 応急措置    | (例：屋根にブルーシートをかけて対応しているなど)   |
| その他連絡事項 |   |

### 災害時における埋蔵文化財包蔵地の取扱いについて

大規模災害（災害救助法が適用される場合）に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて以下のように定める。

- 1 被災後、復旧工事に係る埋蔵文化財関係の事前の届出・通知（文化財保護法 93・94 条、96・97 条関係）は不要とし、ライフラインの確保等、早急な復旧事業を優先する。  
ただし、無条件で不要となるわけではなく、対象となる事業と区域及び適用期限を定めた県通知を受けた上で不要となる。
- 2 一定期間経過後の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、原則として県基準に準ずるが、道路等恒久的工作物であっても遺跡に掘削等の影響が及ばない場合は、適用期限を定め、本発掘調査を不要とするなど緩和策を講じる。
- 3 災害救助法が適用されない災害については、国・地方公共団体（民間事業者は除く）が行う応急措置・復旧工事での取り扱いを下記の参考資料（令和 2 年 7 月 20 日付 2 教文第 200 号）のとおりとしている。

#### 参考資料

国の機関等が行う災害に伴う応急措置・復旧工事に係る埋蔵文化財保護について

- 1 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 94 条、97 条の通知を不要とできる工事は、以下のとおりとする。ただし、事業者は、工事の実施にあたって当該市町村教育委員会・市町村文化財保護部局への連絡を綿密に行うこと。
  - (1) 電気、ガス、上下水道、道路、河川、橋梁、鉄道等を発災前の状態に戻す復旧工事。
  - (2) 造成を伴わない仮設住宅の建設。
  - (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地。
  - (4) 流入した土砂等の除去。
  - (5) その他緊急を要する応急措置・復旧工事。
  - (6) 上記(1)～(5)の工事に伴う工事用仮設道路の建設。
- 2 事業者は、1 に該当する工事を着工または計画した際は、速やかに（「国の機関等が行う災害に伴う応急措置・復旧工事に係る埋蔵文化財保護について」の）別紙 2 の様式により当該市町村教育委員会・文化財保護部局へ報告する。当該市町村教育委員会・文化財保護部局は、文化財保護に係る措置が完了した後、（「国の機関等が行う災害に伴う応急措置・復旧工事に係る埋蔵文化財保護について」の）別紙 2 により県教育委員会（文化財・生涯学習課扱い）へ報告する。
- 3 復旧工事において緊急を要さないものについては、文化財保護法第 94 条、97 条で規定する通知を必要とする。事業者は、以下に例示する工事について、市町村教育委員会・市町村文化財保護部局または県教育委員会（文化財・生涯学習課扱い）を交えて事前に協議すること。
  - (1) 電気、ガス、上下水道、道路、河川、橋梁、鉄道等を発災前とは異なる状態・形態にする復旧工事。ただし緊急を要するものは除く。
  - (2) 造成を伴う仮設住宅の建設。
  - (3) (1)・(2)の復旧工事に伴う工事用仮設道路の建設。
- 4 災害救助法が適用された地域において、本通知による取り扱いが不可能であると判断される場合には別途定める。